

令和4年第19回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第4号及び第5号）を除く

議案第1号から第3号、報告第1号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

令和4年第19回教育委員会会議

1 日 時 令和4年11月17日(木) 9時30分～10時45分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長(労務担当部長兼務)	木 村 良 彦
学校施設担当部長	池 田 秀 利
学校教育部長	長谷川 正 人
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	三戸部 文 彦
労務担当課長	立 野 靖
総務課長	前 田 憲 一
庶務係長	上 野 千 沙
書 記	福 山 雄 基

4 傍聴者 0名

5 議 題

- 議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について
- 議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第4号 令和4年度札幌市教育実践功績表彰被表彰者及び被表彰校の決定について
- 議案第5号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和4年第19回教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議録の署名は、道尻豊委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

本日の議案第1号から第3号及び報告第1号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、議案第4号及び第5号は人事に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第2号及び第4号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号から第5号及び報告第1号は公開しないことといたします。

○**檜田教育長** 議事に入ります前に、私から報告がございます。佐藤淳委員におかれましては、令和4年10月29日付けで教育委員会委員の任期を満了されましたが、先の令和4年第3回定例市議会において、教育委員に再任されることについて議会の同意を得られ、令和4年10月30日付けで教育委員会委員に再任されました。佐藤委員から、ひとこと御挨拶をいただければと存じます。

○**佐藤委員** 今後とも、より一層職務の重要性を認識し、誠心誠意その職責を果たす所存でございますので、皆様方におかれましては、引き続きご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**檜田教育長** 佐藤委員、ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。私からの報告は、以上です。

以下 非公開

【議 事】

◎議案第1号 議会の議案についての市長への意見の申出について

◎議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。議案第1号及び第2号までについてですが、いずれも人事委員会勧告に関連する事項として、令和4年第4回定例市議会に議案として提出されるものであり、教育委員会から市長に対して意見を述べる案件です。これらについてはまとめて説明、御審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号及び第2号はまとめて、説明、審議を行うこととします。事務局から説明をお願いします。

○**労務担当部長** 議案第1号及び第2号につきましては、いずれも札幌市人事委員会の職員の給与に関する勧告に基づく対応に関するものを含み、関連がありますので、一括してご説明いたします。

議案第1号及び第2号につきましては、令和4年第4回定例市議会に提出される条例案について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、本件議案を提出するものです。

それでは議案第1号からご説明いたしますので、お手元の議案第1号資料中、「概要」とインデックスのついたページをご覧ください。

議案第1号は、「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例及び札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例案」について、市長に対し意見の申出を行うものです。

改正概要ア及びイについてですが、例年、札幌市人事委員会では、人事院や北海道人事委員会等と共同で市内民間事業所の給与等の実態調査を行い、この結果に基づき、市職員の給与等に関する勧告を行っております。本年は、去る9月22日に人事委員会勧告が行われました。

勧告の内容は、給料表の若年層が在職する号俸の増額改定、勤勉手当の支給月数を再任用職員以外については0.1月分、再任用職員については0.05月分それぞれ引き上げるとともに、令和5年度以降の勤勉手当の支給月数を6月期と12月期で平準化する内容となっております。

本条例案は、この勧告等を考慮して札幌市立学校教育職員の給料表及び勤勉手当について、改定を行うものです。

国におきましては、去る8月8日に人事院勧告が行われ、若年層の俸給を引き上げる改定及び勤勉手当の支給月数を再任用職員以外は0.1月分、再任用職員は0.05月分それぞれ引き上げることとするもので、いずれも札幌市と同様の内容となっております。

次に、通勤手当の支給額についてですが、ガソリン価格の物価高騰により、国により「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合対策」が策定され、本市でも補助金等を活用した独自の緊急対策を行っている状況において、通勤に自家用車等を利用せざるを得ない職員の負担が増している実態を考慮して、市給与条例において、令和4年度の交通用具使用者の通勤手当のうち、身体に障がいがある職員及び通勤不便公署に勤務する職員に対する加算額を令和4年4月1日に遡って500円増額することから、教育職員も同様の取扱いとする改正を行うものです。

次に、学校給食費の給与からの控除についてですが、学校給食費が令和5年度から公会計化されることに伴い、給与から控除することができるようにする改正を行うものです。

次に、義務教育学校に勤務する教育職員に対する特殊勤務手当の支給等についてですが、令和5年度から義務教育学校が開校することに伴い、義務教育学校に勤務する教員職員に特殊勤務手当を支給できるようにする改正と、義務教育学校に副校長を置くことに伴う規定整備を行うものです。

これらの改正による教育職員に係る所要額ですが、5億2千5百万円となり、総務局において、職員費予算の補正を行う予定です。

なお、この度の改正において、義務教育学校に勤務する教育職員に対する特殊勤務手当の支給等の項目以外については、市長部局において同様の改正が行われる予定です。

次に、議案第2号について、ご説明いたします。

議案第2号は、「札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」について、市長に対し意見の申出を行うものです。

引き続き、概要とインデックスのついた資料をご覧ください。

本市では、高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を「特定任期付職員」として採用することができる制度を設けております。

「特定任期付職員」の具体例としては、訴訟施策や政策法務の充実強化のため

に弁護士を採用する場合などが想定されるところでございます。

教育委員会では、これまで「特定任期付職員」の任用実績はありませんが、当該条例において「特定任期付職員」の給与について定められているため、そのうちの給料表及び期末手当について、人事委員会勧告を踏まえて必要な規定整備を行うものです。

具体的な改正内容は、議案第2号の資料の「条例案」及び「新旧対照表」に記載されているとおりでございます。

議案第1号及び第2号についての説明は以上でございます。

議案第1号及び第2号について、意見書に記載されておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**阿部委員** 通勤手当の支給について、4月1日に遡って支給するとのことですが、通勤手段はどのように管理されているのでしょうか。

○**労務担当部長** 通勤届により管理しております。

○**阿部委員** わかりました。ありがとうございます。

○**檜田教育長** 通勤不便公署に勤務する職員ということですが、対象者は何名程度でしょうか。

○**労務担当課長** 7校に勤務する職員、約80名程度が対象となる見込みです。

○**檜田教育長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○**佐藤委員** 義務教育学校において特殊勤務手当を支給できるようにするということが、どのような業務を想定しているのでしょうか。

○**労務担当部長** 義務教育学校特有の業務というわけではなく、義務教育学校に勤務する職員への支給根拠がないため、規定を整備するものです。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○檜田教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第1号及び第2号については提案どおり決定させていただきます。

◎報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

○檜田教育長 続きまして、報告第1号「議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」です。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 それでは、報告第1号「議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」についてご説明いたします。

11月29日招集予定の第4回定例市議会において、令和4年度一般会計補正予算案が提案される予定であり、その中に教育費予算も含まれます。

本来であれば「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、教育委員会会議にお諮りし、当該補正予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでございますが、市長の議案作成までに教育委員会会議を開催するいとまがございませんでした。

このため、「札幌市教育委員会事務委任等規則」第3条（臨時代理）の規定により、教育長が臨時に教育委員会を代理して、別紙意見書のとおり意見を述べましたのでご報告させていただきます。

今回の補正予算案の内容につきましてですが、意見書の次のページにございます、「令和4年度一般会計補正予算案について」の「1 歳入歳出予算」をご覧ください。

この度、歳入歳出予算として提案させていただきましたのは、3項目でございます。1つ目は「教職員の給与に係る歳入及び歳出の増額補正」、2つ目は「就学援助に係る歳出の増額補正」、3つ目は「学校及び図書館の光熱費に係る歳出の増額補正」となります。

まず、「教職員の給与に係る歳入及び歳出の増額補正」でございます。こちら

は、先の議案第2号にて御説明いたしました「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部改正」に伴い、その改正相当額を補正するものでございます。本表中では、歳入枠の一番目、「義務教育費国庫負担金」と、歳出枠の一番目、「職員費（教職員関係分）」の部分となります。

まず、歳入予算の「義務教育費国庫負担金」ですが、こちらは小・中学校等に勤務する教職員の給与に係る特定財源である義務教育費国庫負担金について、人事院勧告に基づく月例給及び勤勉手当等の引上げに相当する額を増額補正するものでございます。

次に、歳出予算の「職員費（教育職員関係分）」ですが、こちらは、教育職員に係る給与について、人事委員会勧告に基づく月例給及び勤勉手当等の引上げに伴う所要額である5億2,500万円と併せて、共済掛金の割合変更に伴う所要額である7,620万円を加えた計6億120万円が増額となります。なお、歳出予算については、総務局が所管する職員費に予算計上されておりますので、総務局において補正を行なっておりますことを申し添えます。

次に、「就学援助に係る補正」ですが、本表中、歳出枠の上から二番目、学校教育部所管の「小学校教育扶助費」をご覧ください。こちらは、就学援助の支給額が当初の見込みよりも増加したことにより、小学校教育扶助費に不足が見込まれたため、必要額を増額補正を行うものでございます。

支給額の主な増加理由といたしましては、新入学児童生徒に係る学用品費の支給件数の増及び昨今の物価高騰による体育実技用具費の単価上昇でございます。

次に、「学校及び図書館の光熱費に係る補正」ですが、本表中では、生涯学習部の「幼稚園運営管理費」から中央図書館の「えほん図書館運営管理費」までの8事業が補正対象事業となります。こちらは、昨今の燃料価格の高騰により電気、ガスに係る料金が値上げとなっていることに伴い、幼稚園、各学校、図書館の光熱費に不足が生じるため、必要額を補正するものでございます。補正額としては、幼稚園、学校に係る光熱費として19億5,300万円、図書館に係る光熱費として6,300万円、合計20億1,600万円となっております。

なお、光熱費につきましては、今後の値上げ状況等によって、更なる補正予算としての提案の可能性もある旨、申し添えます。

「1 歳入歳出予算」に係るご説明は以上となります。

次に、本表下段にございます「2 債務負担行為」をご覧ください。こちらは、令和4年10月25日に開催いたしました教育委員会会議においてご審議いただきました議案1から議案6までの指定管理者の指定に関連するものとなります。

本年度末を以て指定期間が満了となるこの6施設につきまして、本年度中に令和5年度からの協定を新たに締結すに当たり、事前準備期間等が必要になりますことから、その契約締結のため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、報告第1号についての御説明を終わります。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**檜田教育長** よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、報告第1号については以上とさせていただきます。

◎**議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第3号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

○**労務担当部長** 議案第3号は、令和4年第4回定例市議会に提出される「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案」について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、本件議案を提出するものです。

それでは、お手元の議案第3号資料中、「概要」とインデックスのついたページをご覧ください。

本改正は、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を、60歳から65歳まで段階的に引き上げるとともに、これに関連する諸制度を導入するため、関係条例を改正するものです。

改正概要についてですが、定年条例の一部改正及び給与条例の一部改正の大きく2点ございます。なお、改正は多岐にわたるため、主な内容についてご説明させていただきます。

はじめに、定年条例の一部改正についてです。まず、定年年齢の引上げについてですが、改正地方公務員法により、職員の定年が2年に1歳ずつ、65歳まで段階的に引き上げることを踏まえ、本市においても同様に、定年を65歳まで引き上げるものです。

次に、管理監督職勤務上限年齢制の導入についてですが、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職手当の支給される管理監督職を、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に降任させる管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入するものです。

ここで、教育職員における役職定年制についてご説明いたします。教育職員においては、校長、園長、副校長及び教頭が管理監督職にあたりますことから、これらの職にある者は、原則、非管理監督職の教諭に降任いたします。例外としまして、一部の者は主幹教諭に降任するほか、令和3年度から再任用を制度化するなど、なり手不足の状況にある校長及び園長につきましては、一部の者を60歳到達後も引き続き校長、園長として留任させる特例を設けることとしております。

次に、定年前再任用短時間勤務制の導入についてですが、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入するものです。

次に、再任用制度の廃止についてですが、定年の引上げにより、現行の再任用制度は廃止されますが、令和13年までの定年の引上げ期間中は、経過措置として、暫定再任用制度として、現行と同様の制度を存置するものです。

次に、情報提供・意思確認制度の導入についてですが、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認する制度を設けるものです。

以上が、定年条例の一部改正に関する概要でございます。

続きまして、給与条例の一部改正についてです。

まず、給料月額7割措置についてです。国の給与改正を踏まえ、当分の間、職員の給料月額は60歳に達した日以後の最初の4月1日以降、当該職員に適用される給料表の級及び号俸に応じた額の7割とするものです。

また、役職定年制により非管理監督職に降任する者は、降任による減額と、給料月額7割措置の適用による二重の引下げとなるため、降任前に受けていた給料月額の7割を保障するため、降任前の給料月額の7割との差額に相当する額を管理監督職勤務上限年齢調整額として支給するものです。

次に、暫定再任用職員の給料月額に係る特例ですが、再任用職員が果たしている職務・職責を考慮するとともに、制度を円滑に移行するため、暫定再任用制度が存置される期間にあっては、給料月額を国と同額まで引き上げるなどの所要の改正を行うものです。

次に、退職手当についてですが、当分の間、60歳に達した日以後、その者の

非違によることなく退職する職員の退職手当は、自己都合退職ではなく定年退職とみなして算定することとするものです。

また、早期退職募集制度により退職する者に対しては、当分の間、加算の対象年齢は現行どおりとするほか、国と同様、新たに、現行の定年年齢以上の年齢における整理退職等についても2パーセントの割増率を適用することと併せて、定年引上げ前の定年年齢と退職時年齢との差が1年未満の場合、これは59歳到達年度に早期退職する場合についてですが、2パーセントとしていた加算割合を、3パーセントに改正するものです。

具体的な改正内容は、議案第3号資料の「条例案」及び「新旧対照表」に記載されているとおりでございます。

議案第3号についての説明は以上でございます。

議案第3号について、意見書に記載されておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**中野委員** 役職定年制の特例となるのは、校長と園長のみでしょうか。

○**労務担当課長** そうです。

○**中野委員** その方々も給料は70%になるのでしょうか。

○**労務担当課長** そうです。

○**中野委員** 給料は下がるが、責任は同じということですね。希望する職員はいるのでしょうか。

○**檜田教育長** 教諭になると、毎日授業することになり、場合によっては担任となることもあり得ますが、しばらくそういった仕事から離れていた方からは、校長のままがいいという意見もございます。

○**中野委員** もしも60歳で退職する場合は、現在の定年退職と同等に扱われるということではよかったでしょうか。

○**労務担当課長** そのとおりでございます。

○**中野委員** 役職定年後のモチベーションの維持という課題もあるかと思いますが、そのあたりはどのように考えているでしょうか。

○**労務担当課長** 一般教諭の相談役を担っていただいたりするなど、これまでの経験や知識を活かしながら学校経営に参加していただくことを想定しています。

○**中野委員** 実際にはうまくいかないことも出てくると思うので、工夫しながら取り組んでいただきたいと思います。

○**檜田教育長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第3号については提案どおり決定させていただきます。